

山口県報

平成18年
9月15日
(金曜日)



山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十二号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二の項診療料に関する部分の備考2中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十四年厚生労働省告示第八十八号）」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）」に、「厚生労働省告示第八十八号」を「厚生労働省告示第四百九十八号」に、「第三号」を「第八号」に、「厚生労働省告示第八十八号第四号」を「厚生労働省告示第四百九十八号第十号」に改め、同項食療養料に関する部分中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、「という。）」の下に「別表の第一」を加え、「厚生労働省告示第九十九号」を「厚生労働省告示第九十九号別表の第一」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

目 次

条例
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………

平成十八年九月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁

定価一箇月 金三千七百円（送料共）